

令和4年度

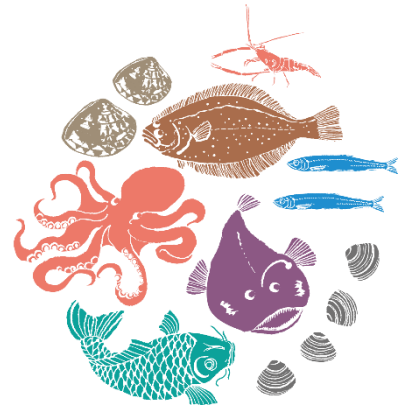
いばらき食の魅力発信協議会交流会における

PRブース出展概要書

いばらき
茨城をたべよう



いばらき
茨城をたべよう



1 交流会開催概要

- 日時：令和5年1月26日（木） 14時30分～16時00分
会場：茨城県庁 11階 アトリウム（茨城県水戸市笠原町 978番6）
主催：いばらき食の魅力発信協議会
内容：協議会員が生産・加工している県産品への理解を通して会員同士の交流を促進するため、PRの場を設ける。

2 交流会での出展について

(1) 設営時間について

- ・当日は11時～14時の間で設営を完了してください。

(2) 各自で持参いただく必要があるもの（会場や事務局側では準備しないもの）

- ・台車
- ・テーブルクロスや横幕などの装飾品
- ・のぼり（1ブースあたり2枚まで掲出可能です）※ポールや土台も持参してください
- ・試飲・試食・お土産の提供で使用する資材
（使い捨て手袋、布巾、ビニール袋、包装紙、カップ、コップ、爪楊枝、スプーン、ラップ、保冷剤等）※ゴミ袋は事務局で用意いたします。
- ・除菌用アルコール
- ・団体や店舗の名刺やチラシ

(3) 出展料について

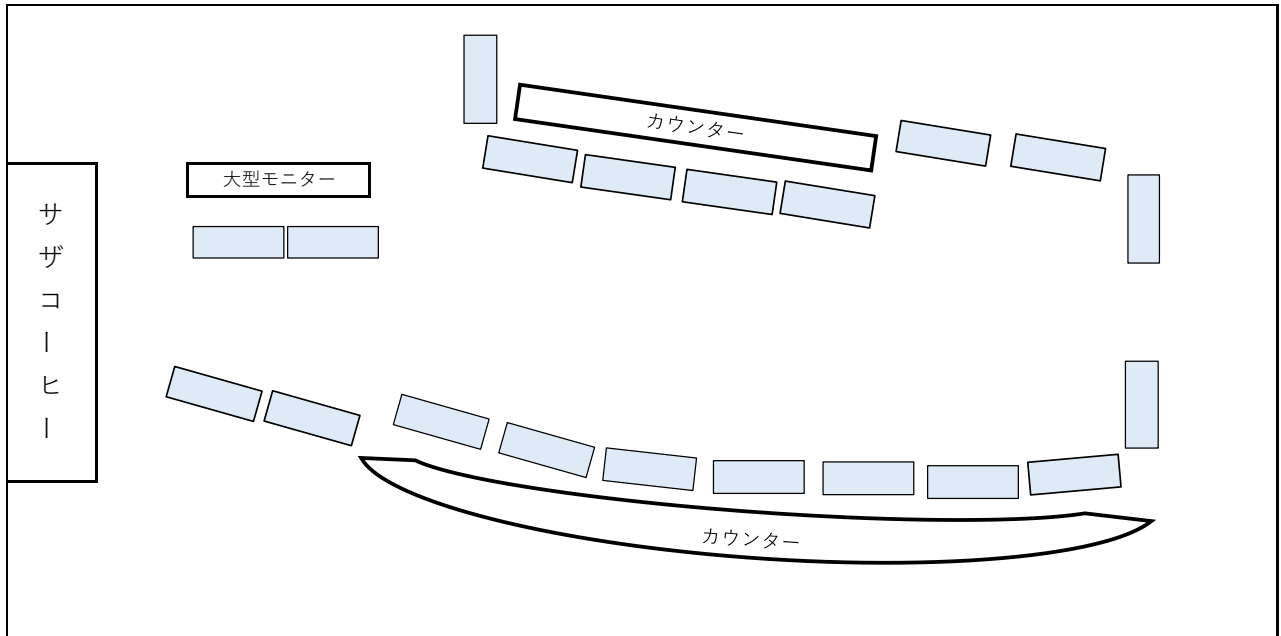
- ・出展料は無料です。なお、販売行為は禁止です。
- ・会場内で試飲、試食、お土産の提供をする場合は、税込2万円を上限に商品代及び試食等にかかる経費を協議会で負担いたします。ぜひ商品や活動のPRの場にご活用ください。
※詳細は「**3 試食提供について**」をご参照ください。
- ・当日の交通費は出展者負担となります。

(4) 交流会の次第（予定）は、次のとおりです。

時刻	実施内容	PRブース対応者	備考
11:00		会場への搬入可能	搬入等ご利用いただけます。
13:00	セミナー受付開始		
13:30	セミナー開始		
14:00		設営完了	14時までに完了してください。
14:15	セミナー終了		交流会参加者の受付開始。
14:30	交流会開始	交流会開始	
16:00	交流会終了	交流会終了	速やかに撤収作業をお願いします。
17:00		完全撤収	

(5) PRブースの配置案は次のとおりです。(20ブース程度)

- ・PRブースは、長テーブル(目安:幅180cm×奥行45cm)を1台ずつ配置します。机上レイアウトに制限はありませんので、自由にご利用ください。
- ・電源やバックパネルはありません。また、壁や柱等へのテープ・画鋸の使用はできません。
- ・出展者数が確定した後に事務局でブース配置の振り分けを行い、割り当てをメールにて通知いたします。当日は自身の団体名が記載されている番号のテーブルをご利用ください。

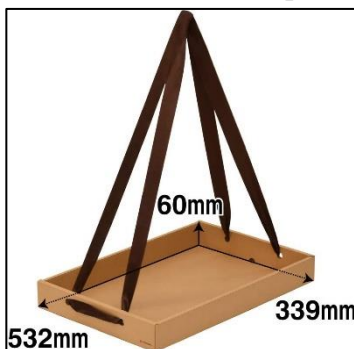


(6) PR方法について

ブースは拠点としてご利用いただき、自由に会場を歩いて試食配布や声掛けをしていただくことが可能です。移動しながらでも交流がしやすいように、各ブースに首掛け式の立ち売り台(ダンボール製)を配布しますのでご利用ください。

※立ち売り台に載せる食品は、表面をラップや蓋で覆うなどの飛沫感染対策を施してください。

【立ち売り台 参考画像】



3 展示ブースにおける試飲・試食・お土産の提供について

(1) 展示ブースでは、試飲・試食・お土産の提供が可能です。

ぜひ積極的に試食等を提供いただき、商談や商品PRの場にご活用ください。

保健所への届出が必要な食品については、事務局で一括して行います。

なお、商品の販売行為は禁止です。

(2) 提供品目について

- ・茨城県産食材・または茨城県産食材を使用した加工品。
- ・原料が県外品の場合であっても、県内で加工したものであれば提供可能。
例：県外の大豆を使用しているが、加工は県内工場で行っている、等
- ・会員が生産または加工を行っているもの。

(3) 提供時の注意事項 ※感染症対策のため、必ず遵守してください。

- ・提供者の手洗いの徹底とマスクの着用。
- ・食品を取扱う際は使い捨ての手袋を使用し、飲料を注ぐ、小分けにする等の作業は手が直接食品に触れることの無いようにすること。
- ・試飲、試食、お土産の提供は出展者（マスク着用）が常駐した状態で行う。
- ・手指消毒用アルコールを準備し、試食、試飲前後の手指消毒を参加者に促す。
- ・参加者が試飲・試食中は話しかけず、試食後マスクを着用するよう促した後で会話をする。

(4) 試飲・試食提供の留意点について

- ・裸火やコンセントを使用する電気調理機器（ホットプレート、ミキサー、電気ポット等）の使用は不可。
- ・試食に使用する使い捨て手袋、カップ、スプーン等の資材は出展者が持参する。
- ・要冷蔵の食材など温度管理が必要なものは、出展者がクーラーボックス等の資材を用意した上で管理を行う。

【試飲】

- ・容器包装された飲み物をそのまま注いで提供することが原則。
- ・他の飲料で薄めたり、氷を入れることは不可。
- ・カップは必ず使い捨てを利用する。

○	×
ジュースを小さなカップで提供	コーヒーをその場で抽出して提供
希釈のコーヒーの原液をスプーンですくって提供	その場でフルーツを絞ってジュースを提供

【試食】

- ・容器包装されたものをそのまま食べていただくことが原則。
- ・ブース内での包丁やまな板を使用しての食品のカット行為や、調理行為は不可。
※営業許可が出ている施設を持たず、果物や食品のカットを行う場所がない場合は要相談。

○	×
営業許可が出ている施設又は公民館等の調理施設等で事前にフルーツの皮をむいたり、野菜をカットしたものを持参	自宅キッチンなど、営業許可が出ていない施設で調理したものを持ってくる
ジャムやドレッシングの容器を開封しスプーンですくって提供する	容器包装してある商品を開封してその場で包丁でカットして提供する

【お土産】

- ・個包装の食品は、食品表示法に則った表示を施したうえで配布する。

3 試食で提供した商品代の補助について

(1) 試食や土産用に使用した商品代等は、上限税込2万円まで協議会で負担いたします。
開催後、2月14日(火)までに、請求書を協議会までメールまたはFaxでお送りください。

【対象となる経費】

- ①試食や土産用に提供した食材費、商品代
- ②提供時に使用した資材（使い捨て手袋、布巾、ビニール袋、包装紙、カップ、コップ、爪楊枝、スプーン、ラップ、保冷剤等）

【対象とならない経費】

- ・交通費
- ・PRブースで使用したクーラーボックス等の用品の購入代又はレンタル代

【請求書の記載について】

①の留意事項

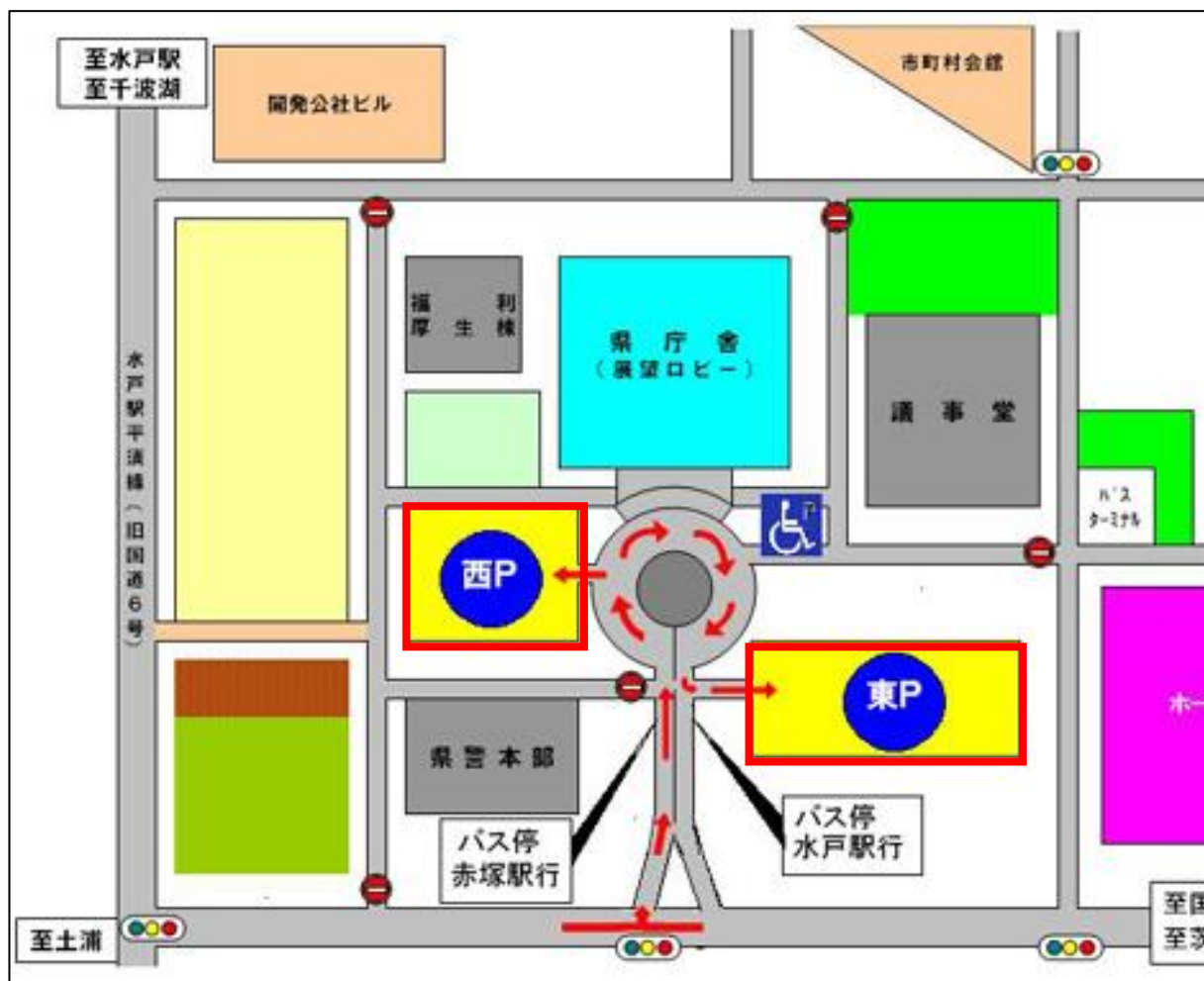
請求書の宛名は「いばらき食の魅力発信協議会」とする。

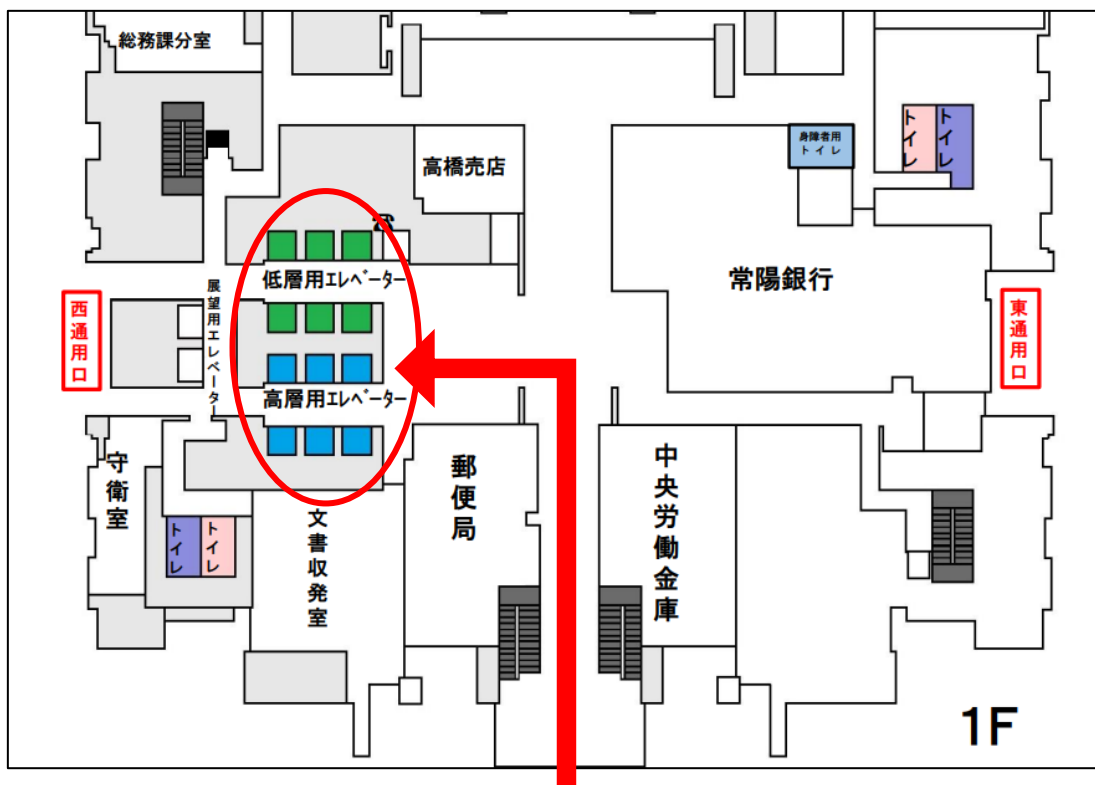
請求者名は、「団体名」及び「代表者名」を記載し、団体印を押印する。

②の留意事項

購入レシートで請求が可能。購入した品目と金額がわかる部分の写しを送付する。

4 展示ブースへの搬入について





- (1) 駐車場は県庁駐車場（西・東）をご利用ください。
11階への移動はエレベーターをご利用ください。
- (2) 当日は11時から会場を使用することが可能です。任意の時間にお越しいただけますが、14時までには設営を完了するようにしてください。

5 閉会後の撤収作業について

- (1) 交流会の閉会は16時00分頃を予定しております。
閉会後は速やかに撤収作業をお願いします。
- (2) ブース内で出た可燃ゴミはゴミ袋にまとめ、ブースへ置いておいてください。
※ゴミ袋は事務局で用意します。
なお、ダンボールはお持ち帰りください。

6 その他

- (1) 出展関係者の控室は用意しておりませんので、お手回り品は各自ブース内で管理をお願いいたします。
- (2) 出展関係者の昼食は用意しておりませんので予めご理解願います。
なお、アトリウム内で弁当などの食事をとっていただくことは可能です。
また、庁舎内に売店や食堂がありますのでご利用ください。
- (3) 当日は、手指消毒及びマスク着用の徹底をお願いします。
なお、体調が悪い場合は来場しないようお願いします。
- (4) アトリウム内の喫茶店は一般のお客様も利用しますので、一部エリアを飲食スペースとして確保しております。会場内の家具の無断移動はご遠慮いただくと共に、一般のお客様のご迷惑とならないようご配慮をお願いします。